

全Ｌ協保安２４第５２号  
平成２４年１０月１０日

正 会 員 各位

（一社）全国ＬＰガス協会

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について  
（お願い）

標記について、経産省高圧ガス保安室長より別添のとおり通知がありました。

全国一斉の指導取締りが平成２４年１１月１日から１１月３０日の１カ月間  
実施されるとのことです。

つきましては、団体会員は会員に対し、また、直接会員は関係者に対し、法令違反車両が運行することのないよう周知徹底方よろしくお願いいたします。

以 上  
発信手段：Ｅメール  
保安部：渡辺

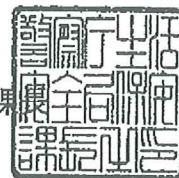
警察庁丁保発第154号

平成24年9月20日

経済産業省商務情報政策局

商務流通保安グループ高圧ガス保安室長 殿

警察庁生活安全局保安課



## 危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について（依頼）

危険物運搬車両に対する指導取締りについては、平素から積極的な取組みがなされているところでありますが、一たび危険物運搬車両による事故が発生すれば、国民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動の麻痺等社会生活に多大な影響を及ぼすこととなります。

そこで、危険物運搬車両による事故の未然防止と危険物取扱者の遵法意識の高揚を図るため、下記のとおり全国一斉の危険物運搬車両に対する指導取締りを実施することとしましたので、貴職におかれても、趣旨を御了知の上、管下関係機関への周知等について御協力をお願いします。

## 記

## 1 実施期間

平成24年11月1日から同年11月30日までの1か月間

## 2 重点対象

消防危険物、高圧ガス、毒劇物、火薬類及び病原体等を運搬している車両

## 3 指導取締りの重点

- (1) 危険物運搬上の保安基準違反に対する指導取締り
- (2) 車両の安全運行に関する道路交通法等違反に対する指導取締り
- (3) 車両通行道路の制限違反に対する指導取締り
- (4) イエローカード携帯の指導

添付

# 経済産業省

号 6 第 田 高 2 4

日 1 月 0 1 年 4 8 西平

2 4 高 圧 第 3 号

平成 2 4 年 1 0 月 1 日

一般社団法人全国LPガス協会  
会長 北嶋 一郎 殿

経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室長 川原 誠

## 危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

上記の件について、別添のとおり、高圧ガスに係る関係団体に対して通知することとしました。

つきましては、貴団体に対しましても、別添の内容について連絡します。

